

予防接種費用助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市に居住する者に対する予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定による予防接種（以下「定期予防接種」という。）を事情により横須賀市が集団接種を実施する施設又は個別接種を委託する医療機関として指定した場所（以下「指定医療機関等」という。）で行うことができない場合及び骨髄移植等の医療行為により予防接種で獲得した免疫が低下し、又は消失した者が再度予防接種を受ける場合の予防接種を行うために要した費用（以下「接種費用」という。）を助成することにより、市民の経済的負担を軽減し、もって感染症の感染拡大を予防することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 接種費用の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、横須賀市に住所を有する者の保護者のうち、日本国内の医療機関において予防接種を受け、かつ、次の各号のいずれかに該当する者の保護者としてあらかじめ本市から第5条の規定により予防接種実施依頼書の交付を受けたものとする。

- (1) 保護者の出産等の理由により保護者とともに長期にわたり市外に滞在する必要がある、指定医療機関等において受診することが困難な者
- (2) 市外の医療機関に入院している者
- (3) 医学的理由により専ら指定医療機関等以外の医療機関に通院している者
- (4) 骨髄移植等の医療行為により予防接種で獲得した免疫が低下し、又は消失した者で、医師が再度予防接種を受ける必要があると認めるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、やむを得ない特別の理由があると市長が認める者

(助成の対象となる予防接種)

第3条 助成の対象となる予防接種は、別表に掲げる予防接種であって、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の6の表の上欄に掲げる特定疾病に係る予防接種にあつてはそれぞれ同表の下欄に掲げる年齢に達するまで、それ以外の予防接種にあつては20歳に達するまでの間に行うものとする。

(助成額)

第4条 助成の額は、助成対象者が予防接種の対象となる者に予防接種を受けさせることに要した額と市が個別接種を委託する医療機関に定期予防接種を委託する際に算出する単価とのいずれか少ない額に相当する額とする。

(予防接種実施依頼書の交付申請等)

第5条 助成を受けようとする助成対象者は、予防接種を受ける前に、市長に対し、予防接種実施依頼書（以下「依頼書」という。）の交付の申請をしなければならない。

2 前項の規定による申請をしようとする者のうち、第2条第4号に該当する者の保護者として当該申請をしようとするものは、次に掲げる書類を添付して申請しなければならない。

(1) 骨髄移植等の医療行為により予防接種で獲得した免疫が低下し、又は消失し、再度予防接種を受ける必要があると医師が認めたことを証する書類

(2) 母子健康手帳の写し、予防接種済証その他予防接種の記録が記載されているもの

3 市長は、第1項の規定による申請を受けた場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは依頼書を交付するものとする。

(助成の申請)

第6条 助成対象者は、助成を受けようとするときは予防接種費用助成申請書に次に掲げる書類を添付して申請しなければならない。

(1) 接種した医療機関等の領収書（予防接種を受けたことが分かるものに限る。）

(2) 母子健康手帳の写し、予防接種済証その他予防接種の記録が記載されているもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、予防接種を受けた日から1年以内に行わなければならない。

3 市長は、第1項の申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、助成を決定したときは、予防接種費用助成決定通知書により通知するものとする。

(その他の事項)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、健康部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

- 1 インフルエンザ菌 b 型
- 2 小児用肺炎球菌
- 3 四種混合
- 4 三種混合
- 5 麻しん風しん混合
- 6 麻しん
- 7 風しん
- 8 不活化ポリオ
- 9 水痘
- 10 日本脳炎
- 11 ジフテリア・破傷風混合2期
- 12 子宮頸がん予防
- 13 B型肝炎
- 14 B C G